

令和3年3月22日

生徒・保護者様

県立秩父高等学校長 南 清孝

緊急事態宣言解除後の対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う学校行事予定の変更等におきましては、何かと御不便をおかけしております。

さて、緊急事態宣言解除に伴い、今後の対応につきましては、県の指示等を踏まえ以下の対応を実施いたします。御理解・御協力賜りますようお願いいたします。

記

（1）授業は感染防止対策を徹底した上で実施する

なお、音楽における歌唱、家庭科における調理実習、理科における実験等については、換気やマスクの着用、授業前後の手洗い、対面での活動とならない等の対策を徹底すること。

（2）部活動は段階的に活動を再開（合宿等は中止）

	平日	週休日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
緊急事態宣言解除後 3月22日～28日	週4日以内 120分以内	どちらか1日 120分以内	原則県内ののみ	原則行わない
3月29日以降	県方針及び各学校の部活動方針に基づく活動			

【活動全般】

- ①活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調のすぐれない生徒の活動は見合わせる。
- ②感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- ③活動状況については、管理職が責任を持って把握する。
- ④活動内容については、保護者や生徒と情報共有する。
- ⑤泊を伴う活動は、校内外ともに実施しない。
- ⑥大きな発声や身体接触を伴う等の感染リスクの高い活動について、適宜見直しをする。
- ⑦長期休業中に体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。

また、部室棟や廊下等に大人数の生徒が滞留することがないように留意する。屋外においても、密集・密接とならぬよう、見学等を含めた活動人数や場所の確保に配慮する。

【活動前】

- ①体育館等の屋内で活動する場合は、扉や窓を全開するなどして換気を徹底する。
- ②一度に活動する人数を可能な限り少なくする。
- ③屋内施設で活動を行う場合は、原則1会場（例：バスケットコート1面）につき1競技とし、体育館を複数の部で使用する場合は、人の行き来をしないよう、ネット等で分割すること。
- ④部室の使用は原則禁止とし、短時間の更衣及び用具の出し入れのみとする。（一度に入

室する人数を制限する)

【活動中】

- ①休憩時等の手洗いを徹底する。
- ②タオルの共用はさせない。
- ③用具の消毒等を徹底する。

【活動後】

- ①活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。

(3) 春休みを含めた御家庭へのお願い

- ・規則正しい生活習慣の徹底をお願いします。
- ・手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用に御協力願います
- ・不要不急の外出、生徒同士の会食等の自粛を御家庭でも御指導ください。

御不明の点等ございましたら、本校教頭までお願いいたします。

